【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月29日
【中間会計期間】	第３期中（自　2026年２月１日　至　2026年７月31日）
【会社名】	株式会社カブ＆ピース
【英訳名】	KABU&PEACE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　前澤 友作
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
【電話番号】	03-4400-6529
【事務連絡者氏名】	執行役員　コーポレート部門長　山崎 正貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
【電話番号】	03-4400-6529
【事務連絡者氏名】	執行役員　コーポレート部門長　山崎 正貴
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第１期中	第２期中	第３期中	第１期	第２期
会計期間		自　2024年２月９日 至　2024年７月31日	自　2025年２月１日 至　2025年７月31日	自　2026年２月１日 至　2026年７月31日	自　2024年２月９日 至　2025年１月31日	自　2025年２月１日 至　2026年１月31日
売上高	（千円）	―	―	5,173,861	―	8,026,248
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	―	―	399,796	―	△1,477,947
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	（千円）	―	―	316,932	―	△1,352,230
中間包括利益又は包括利益	（千円）	―	―	316,932	―	△1,352,230
純資産額	（千円）	―	―	5,229,307	―	3,354,976
総資産額	（千円）	―	―	9,166,166	―	7,475,357
１株当たり純資産額	（円）	―	―	1.31	―	0.88
１株当たり中間純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	―	―	0.08	―	△0.41
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	―	―	57.1	―	44.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	2,967,812	―	1,236,019
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	△470,215	―	△2,040,975
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	△767,107	―	1,667,379
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	―	―	3,792,865	―	2,062,375
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕	（名）	― 〔―〕	― 〔―〕	182 〔29〕	― 〔―〕	176 〔29〕

（注）１．第２期より連結財務諸表を作成しているため、第１期の連結経営指標等は記載しておりません。また、第３期中より中間連結財務諸表を作成しているため、第１期中および第２期中の連結経営指標等は記載しておりません。

２．従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は平均人員を〔 〕外数で記載しております。

３．第３期中の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第２期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また１株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

４．当中間連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第２期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第１期中	第２期中	第３期中	第１期	第２期
会計期間		自　2024年 ２月９日 至　2024年 ７月31日	自　2025年 ２月１日 至　2025年 ７月31日	自　2026年 ２月１日 至　2026年 ７月31日	自　2024年 ２月９日 至　2025年 １月31日	自　2025年 ２月１日 至　2026年 １月31日
売上高	（千円）	―	3,378,491	4,683,475	1,324,513	7,858,158
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	―	△1,103,677	495,658	△1,977,167	△1,355,006
中間純利益又は中間（当期）純損失（△）	（千円）	―	△1,036,038	413,879	△1,805,749	△1,239,285
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	―	728,837	878,699	100,000	100,000
発行済株式総数 普通株式 カブアンド種類株式	（株） （株） （株）	―	3,419,225,250 3,000,000,000 419,225,250	3,989,189,726 3,166,666,667 822,523,059	3,000,000,000 3,000,000,000 ―	3,794,514,910 3,166,666,667 627,848,243
純資産額	（千円）	―	1,419,430	5,439,198	1,197,792	3,467,920
総資産額	（千円）	―	5,235,136	8,847,118	3,886,462	7,040,152
１株当たり純資産額	（円）	―	0.42	1.36	0.40	0.91
１株当たり中間純利益又は１株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	―	△0.33	0.11	△1.14	△0.37
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―	―	―
１株当たり配当額	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	―	27.1	61.5	30.8	49.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	△380,094	―	△977,326	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	△1,185,049	―	△864,537	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	1,395,598	―	2,991,217	―
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	―	1,030,406	―	1,199,952	―
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕	（名）	― 〔―〕	52 〔―〕	62 〔―〕	43 〔―〕	58 〔―〕

（注）１．従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

２．第１期は当社設立日である2024年２月９日から2025年１月31日までとなっております。

３．第１期および第２期中の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

４．１株当たり配当額および配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

５．第３期中の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第２期中、第１期及び第２期の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また１株当たり中間（当期）純損失金額であるため記載しておりません。

６．第２期より連結財務諸表を作成しているため、第２期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によ

るキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローならびに現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高は記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社ならびに連結子会社である株式会社KABU&ほけんパートナーズおよび株式会社Asian Bridgeにより構成されており、電気、ガス、モバイル、インターネット回線、ウォーターサーバー、ふるさと納税、クレジットカード、リワード、保険、Wi-Fi、コミュニティ、トラベル、オンライン診療、VPP(Virtual Power Plant)等の生活インフラに関連するサービスの管理・運営を行う生活インフラ関連事業を展開しております。当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容の追加は以下のとおりです。以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「事業の内容」の項目番号に対応したものです。

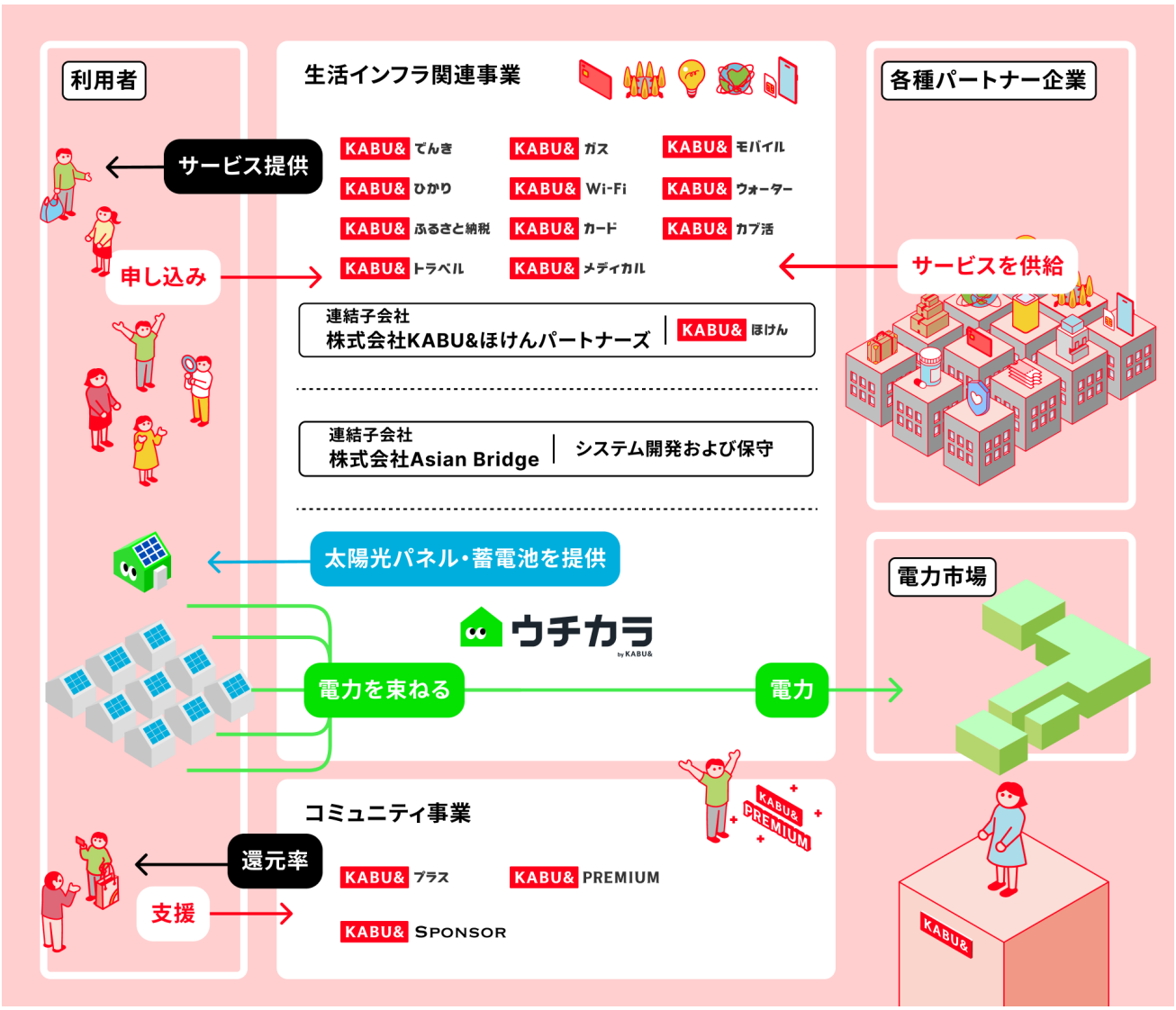
(14) VPP事業（サービス名：ウチカラ）（注）

VPP事業は、一般家庭（戸建て持ち家）を対象として、住宅用太陽光発電設備および蓄電設備または蓄電設備のみを当社が無償で設置し、蓄電池を束ねて制御することで、電力市場（需給調整市場、容量市場、JEPX等）において取引を実施します。また、利用者は、当社が設置した住宅用太陽光発電設備で発電した電気または蓄電設備から放電された電気を自宅で利用することができ、利用した電気の料金は当社が請求いたします。利用者に対しては、当該設備の無償設置に加え、毎月KABU&でんきの料金から、一定額を割引することで、VPP事業へ参加することによる経済的メリットを提供します。

（注）当社は、2026年９月にVPP事業の開始を公表しましたが、そのサービス利用者を当初は一定の範囲に限定し、その後広げていく予定です。なお、当社は、カブアンド種類株主のうち住宅用太陽光発電設備等を自宅に設置できない方等を念頭に、別途の参加方法（住宅用太陽光発電設備や蓄電設備の調達等を資金使途とした小口化された当社社債の発行を含みます。）を検討していますが、上記社債の発行や発行する場合の条件等を含め、現時点で決定した事実はありません。

これにより、事業系統図に当該事業の追加を行っております。

（事業系統図）


利用者
サービス提供
申し込み
生活インフラ関連事業
KABU& でんき
KABU& ガス
KABU& モバイル
KABU& ひかり
KABU& Wi-Fi
KABU& ウォーター
KABU& ふるさと納税
KABU& カード
KABU& カブ活
KABU& トラベル
KABU& メディカル
連結子会社
株式会社KABU&ほけんパートナーズ
KABU& ほけん
連結子会社
株式会社Asian Bridge
システム開発および保守
各種パートナー企業
サービスを供給
太陽光パネル・蓄電池を提供
ウチカラ
by KABU&
電力を束ねる
電力
電力市場
コミュニティ事業
還元率
支援
KABU& プラス
KABU& PREMIUM
KABU& SPONSOR
KABU&
PREMIUM
KABU&

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当社の連結子会社である株式会社KABU&ほけんパートナーズは、2026年６月１日付で本店所在地を千葉県船橋市から東京都千代田区に移転しております。

4【従業員の状況】

当社グループは、生活インフラ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 連結会社の状況

2026年７月31日現在

従業員数（名）
182(29)

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は当中間連結会計期間の平均人数を()の外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2026年７月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
62	39.1	1.52	10,017

（注）従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、当社および連結子会社において労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等または経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等または経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上および財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上および財務上の対処すべき課題はありません。

２【事業等のリスク】

当社グループの事業等のリスクについて、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容と比較して、変更又は追加して記載する事項は、次のとおりであります。なお、以下には、当中間連結会計期間末後、本半期報告書提出日までの事業の進展を踏まえた事項を含めております。

以下の見出しに付した項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部　企業情報　第２　事業の状況　３　事業等のリスク」の項目番号を基礎として、追加した項目に番号を付したものであります。「(1) 事業運営に係るリスクについて」に「⑩　VPP事業に関するリスク」を追加したことに伴い、前事業年度の有価証券報告書に記載した同項の「⑩　競合に関するリスク」から「⑬　株式の交換に関するリスク」までの項目番号を、それぞれ「⑪」から「⑭」に繰り下げております。また、「⑮　季節による業績変動リスク」から「⑲　固定資産の減損に関するリスク」までの項目を新たに追加しております。

上記以外に、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

また、文中の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業運営に係るリスクについて

⑩　VPP事業に関するリスク（発生可能性：中／発生時期：特定時期なし／影響度：中）

当社グループは、VPP事業において、利用者宅に設置する蓄電池等をアグリゲーターとして群制御し、電力市場（需給調整市場、容量市場、JEPX等）での取引を通じて収益を得ることを予定しております。現在、制御対象となる蓄電池等を段階的に拡充する準備を進めておりますが、拡充が想定どおりに進まない場合や、その時期が想定より遅れる場合があります。

電力市場における取引については、市場価格の変動や制度変更により、収益が想定を下回る可能性や、取引自体が困難となる可能性があります。また、利用者に提供する太陽光パネルおよび蓄電池等の調達においては、仕入先の供給能力の低下やサプライチェーンの混乱等により、必要な設備の調達が困難となる可能性があります。加えて、製品価格の上昇により調達費用が増加する可能性や、施工委託先の施工能力の低下により、利用者へのサービス提供開始が遅延する可能性があります。

さらに、地震等の災害により、当社が所有する太陽光パネルおよび蓄電池等が故障・破損し、損失が発生する可能性があります。その際、メーカー保証や保険金等により損害が十分に補填されない場合には、設備の修理・交換等に伴う追加負担が生じる可能性があります。このほか、代替技術の普及や技術革新により、当社が所有する設備の競争優位性が低下する可能性があります。

これらの要因により、当社グループの事業および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑮　季節による業績変動リスク（発生可能性：高／発生時期：短期／影響度：小）

ふるさと納税市場においては、年末、特に12月に寄付が集中する傾向があるため、当社のふるさと納税サービスにおける売上高および利益は季節によって大きく変動します。また、当社の電気およびガス事業についても、冷暖房需要等に伴う使用量の季節的な変動により、売上高および利益が変動する傾向があります。これらの要因によ

り、各会計期間において売上高が平準化されない可能性があります。寄付が集中する年末の寄付件数や寄付額が想定を下回り、その影響を他の時期で補えない場合や、天候・気候等の影響により電力・ガスの使用量が想定を下回った場合には、当社グループの事業、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑯　税務上の繰越欠損金に関するリスク（発生可能性：中／発生時期：中期／影響度：小）

当社グループは、税務上の繰越欠損金を有しております。繰越欠損金には法令上の繰越期限および控除限度額が設けられているため、十分な課税所得を確保できない場合には、その全部又は一部を期限内に利用できず、通常の実効税率に基づく法人税等の負担が生じることにより、当社グループの経営成績およびキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。さらに、将来の課税所得の見積りの変更等により繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性が低下した場合には、当該繰延税金資産の全部又は一部を取り崩す必要が生じ、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑰　新株予約権の行使による株式価値の希薄化リスク（発生可能性：高／発生時期：中期／影響度：小）

当社グループは、当社および連結子会社の役員・従業員に対してストックオプション制度として新株予約権を付与しており、今後も付与する可能性があります。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式の１株あたりの株式価値および議決権割合が希薄化する可能性があります。

なお、2026年10月29日現在、新株予約権による潜在株式数（退職等の理由により権利を喪失した分は除く）は197,691,500株であり、同日現在の発行済株式総数に対する割合は5.0％となっております。

⑱　広告宣伝活動に関するリスク（発生可能性：低／発生時期：中期／影響度：小）

当社グループは、サービスの認知拡大、新規顧客の獲得および既存顧客の利用拡大を目的として、マスメディアおよびデジタル広告（SNS広告・検索連動型広告等のデジタルマーケティング等）を中心とした広告宣伝活動を実施しております。広告宣伝活動においては、法令等を遵守したうえで、広告クリエイティブや配信対象の継続的な最適化により、広告投資効率の向上に努めておりますが、著しい広告投資効率の低下や広告費用の上昇が生じた場合には、新規顧客の獲得等に影響が生じるとともに、当該費用負担により、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑲　固定資産の減損に関するリスク（発生可能性：中／発生時期：特定時期なし／影響度：小）

当社グループは、のれんおよびソフトウェア等の固定資産を保有しており、また、VPP事業において利用者宅に設置する蓄電池・太陽光パネル等の固定資産を保有する予定であります。当社グループは、これらの固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。同会計基準に基づき、減損の兆候が認められる資産または資産グループについては、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として計上することとなります。このため、経営環境の著しい変化や当該資産または資産グループの収益性の低下等により、減損損失を計上する必要が生じた場合には、当社グループの事業、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との対比は記載しておりません。

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態および経営成績の状況

当社グループは、「目指せ、国民総株主」をテーマに、日本国内における株式投資家を増やし、日本経済の活性化に寄与することをミッションに掲げております。

当中間連結会計期間においては、顧客兼株主である「インベスタマー」の拡大を通じたこのミッションの実現に向け、既存顧客のロイヤルティ向上および利用促進、ならびに新規顧客の獲得に取り組みました。

既存顧客のロイヤルティ向上施策においては、2026年４月に、株引換券の還元率を通常の４倍に引き上げた上位会員プラン「KABU&PREMIUM」の提供を開始いたしました。当該プランの導入により、より早く・より多くの株を手にできる機会を提供し、継続的かつ幅広いサービス利用の促進を図っております。

サービスの拡充においては、2026年５月に、宿泊予約サービス「KABU&トラベル」、海外eSIMサービス「KABU&海外eSIM」およびオンライン診療事業「KABU&メディカル」の提供を開始いたしました。「KABU&メディカル」では、男性・女性AGAのオンライン診療からサービスを開始しております。これらのサービスの拡充により、株主になれる機会をより幅広く拡大いたしました。

さらに、サービス利用者の拡大に向けては、株引換券を活用した各種キャンペーンの実施やデジタルマーケティングの継続的な運用等の広告宣伝施策を通じて、新規顧客の獲得および既存顧客のサービス利用促進を図りました。これらの各取組みにより、当中間連結会計期間末におけるサービス利用者数は延べ1,074千人（注１）となりました。また、当中間連結会計期間における利用金額は80,735,009千円（注２）、１人あたりサービス利用数（注３）は2.4サービス、１人あたり利用金額（注４）は344,456円、完全解約率（注５）は0.67%となりました。

インベスタマーについては、2026年６月のカブアンド種類株式第３期募集による新株式の発行完了により、前連結会計年度末の823,947人から、2026年６月19日時点で1,014,293人（注６）へと増加いたしました。インベスタマー数は順調に増加を続けており、国内上場企業と肩を並べる規模となっております。

なお、収益性の向上にむけては、広告宣伝費においてはデジタルマーケティングの運用効率化を図りました。また、外注費においては、開発業務の内製化による費用効率化を図るとともに、カスタマーサポート費用も売上拡大に伴い、相対的なコスト負担を低減することができました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は5,173,861千円、営業利益は412,172千円、経常利益は399,796千円となり、前連結会計年度における営業損失から営業黒字へと改善いたしました。また、繰延税金資産の取崩し等に伴い、法人税等調整額68,730千円を計上した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は316,932千円となりました。なお、当社グループは、前連結会計年度より連結財務諸表を作成しており、前中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

（注）１．利用者数の合計は、各サービスの利用者数を合算した延べ人数であり、同一の利用者が複数のサービスを利用している場合は、サービスごとに重複して集計しております。各サービスの利用者数は、当中間連結会計期間末時点の有効契約数を集計しております。なお、「KABU&ふるさと納税」「KABU&カブ活」「KABU&ほけん」「KABU&トラベル」「KABU&メディカル」については、季節性等による影響を排除し、より実態に即した顧客基盤の推移とするため、当中間連結会計期間末時点から直近１年間の間に1回以上利用した人数を集計しております。サービス別の利用者数は以下のとおりです。

（2026年７月31日現在）

サービス名	利用者数（千人）
KABU&でんき	115
KABU&ガス	69
KABU&モバイル	101
KABU&ひかり	18
KABU&ウォーター	44
KABU&ふるさと納税	118
KABU&カード	214
KABU&プラス・PREMIUM	273
KABU&Wi-Fi	10
KABU&カブ活	95
KABU&ほけん	8
KABU&トラベル	3
KABU&メディカル	1
その他	―
合計	1,074

２．利用金額は、各サービスの利用者が支払った金額の合計です。なお、「KABU&カブ活」および「KABU&ほけん」は、利用金額の集計対象に含めておりません。

３．１人あたりサービス利用数は、当中間連結会計期間末時点から直近１年間における利用者数の合計を、同期間のユニーク利用者数（複数のサービスを利用している場合も１人として集計）で除して算出しております。

４．1人あたり利用金額は、当中間連結会計期間末時点から直近１年間における利用金額の合計金額を、同期間のユニーク利用者数（複数のサービスを利用している場合も１人として集計）で除して算出しております。

５．完全解約率は、前月末時点で有効なストック型サービス契約が存在したユーザーのうち、当月末時点でストック型サービスの契約が無くなったユーザーの割合をいい、当中間連結会計期間の月次完全解約率の平均値を算出しております。なお、ここでいうストック型サービスとは、KABU&でんき、KABU&ガス、KABU&モバイル、KABU&ひかり、KABU&ウォーター、KABU&カード、KABU&プラス、KABU&Wi-Fi、KABU&PREMIUMをいいます。

６．インベスタマーの人数は、カブアンド種類株式の株主数（当社を除きます。）です。

なお、当社グループは生活インフラ関連サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、単一セグメント内の各事業区分の利用金額及び売上高は以下のとおりです。

（2026年７月31日現在）

サービス名	利用金額（千円）	売上高（千円）
KABU&でんき	6,881,868	256,873
KABU&ガス	2,336,290	157,514
KABU&モバイル	1,606,444	1,416,553
KABU&ひかり	561,763	571,052
KABU&ウォーター	940,687	255,837
KABU&ふるさと納税	1,673,934	117,003
KABU&カード	65,391,135	331,257
KABU&プラス・PREMIUM	931,684	861,154
KABU&Wi-Fi	253,524	366,893
KABU&カブ活	―	61,945
KABU&ほけん	―	199,942
KABU&トラベル	120,873	5,227
KABU&メディカル	36,801	15,211
その他	―	557,395
合計	80,735,009	5,173,861

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
２．売上高の金額は、サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額を控除した後の数値となります。

この結果、当中間連結会計期間の財政状態および経営成績は以下のとおりとなりました。

a　財政状態

当中間連結会計期間末の資産合計は9,166,166千円となり、前連結会計年度末に比べ1,690,808千円増加しました。負債合計は3,936,858千円となり、前連結会計年度末に比べ183,522千円減少しました。純資産合計は5,229,307千円となり、前連結会計年度末に比べ1,874,331千円増加しました。この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の44.9%から12.2ポイント上昇し、57.1%となりました。

b　経営成績

当中間連結会計期間の売上高は5,173,861千円、営業利益は412,172千円、経常利益は399,796千円、親会社株主に帰属する中間純利益は316,932千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は前連結会計年度末に比べ1,730,489千円増加し、3,792,865千円となりました。
当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、2,967,812千円の収入となりました。主な要因は、株引換券に係る負債が1,161,265千円増加したこと、「KABU&PREMIUM」の年間プランに係る前受け等

により契約負債が716,013千円増加したことに加え、税金等調整前中間純利益391,799千円および減価償却費263,237千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動の結果減少した資金は470,215千円となりました。主な要因は、無形固定資産の取得による支出460,103千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動の結果減少した資金は767,107千円となりました。主な要因は、株式の発行による収入1,557,398千円があった一方で、前払式支払手段の発行による支出1,557,398千円、短期借入金の純減少額725,002千円および長期借入金の返済による支出42,105千円があったことによるものであります。

③ 生産、受注および販売の実績

a 生産実績および受注実績

当社グループの業務内容は、役務提供を主体としているため、記載を省略しております。

b 販売実績

当社グループは生活インフラ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当中間連結会計期間の主要な販売先および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

セグメント	相手先	当中間連結会計期間 （自 2026年２月１日 至 2026年７月31日）	
		金額（千円）	割合（%）
生活インフラ関連事業	株式会社ジェーシービー	700,774	13.5
生活インフラ関連事業	大阪ガス株式会社	624,412	12.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において判断したものであります。

① 財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討内容

a 財政状態の分析

（資産）

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,690,808千円増加し、9,166,166千円となりました。主な要因は、現金及び預金が1,730,489千円、ソフトウエアが214,811千円増加したことであります。

（負債）

負債は、前連結会計年度末に比べ183,522千円減少し、3,936,858千円となりました。主な内訳は、契約負債が716,013千円増加した一方で、短期借入金が725,002千円、株引換券等に係る引当金が222,809千円減少したことによるものであります。

（純資産）

純資産は、前連結会計年度末に比べ1,874,331千円増加し、5,229,307千円となりました。主な内訳は、親会社株主に帰属する中間純利益316,932千円の計上により利益剰余金が増加したこと、並びに資本金及び資本剰余金

がそれぞれ778,699千円増加したことによるものであります。
　これらの結果、当中間連結会計期間末における自己資本比率は57.1%となりました。
　当社グループは、経営に必要な流動性の確保と健全なバランスシートの維持を財務方針としており、両者について定期的にモニタリングを行いその状況を確認しております。

b　経営成績の分析
（売上高）
　当中間連結会計期間の売上高につきましては、5,173,861千円となりました。2024年11月のサービス開始以降、生活インフラ関連サービスのラインナップを順次拡充しております。当中間連結会計期間においては、４月に上位会員プラン「KABU&PREMIUM」、５月に宿泊予約サービス「KABU&トラベル」およびオンライン診療事業「KABU&メディカル」、６月に「KABU&スポンサー」の提供を開始いたしました。これらのサービスの拡充に加え、株引換券を活用したキャンペーン、デジタルマーケティングなどのプロモーション活動を通じて、利用者数の拡大およびサービスの利用促進を図ってまいりました。なお、当社グループはサービスを自ら提供する事業(モバイル事業・インターネット回線事業・Wi-Fiルーター事業)については、利用者から支払われる利用代金等を売上として、小売・販売契約の代理締結・請求等の取次業務等を営む事業（電気事業・ガス事業・ウォーターサーバー事業・ふるさと納税事業・保険事業・クレジットカード事業・トラベル事業・オンライン診療事業）については、パートナー企業から支払われる手数料等を収益として計上しております。また、プラス・プレミアムプランおよびスポンサープランについては、契約期間に応じて会員費等を売上高として計上しております。連結子会社が行うシステム開発、保守・運用および技術提供等については、契約内容に応じて、履行義務の充足に伴い売上高を計上しております。

（売上原価）
　売上原価につきましては2,009,488千円となりました。主な内訳は、モバイル事業における帯域購入等876,109千円、インターネット回線事業における回線利用に係る費用495,586千円およびWi-Fiルーター事業338,473千円によるものであります。

（販売費及び一般管理費）
　販売費及び一般管理費につきましては、2,752,201千円となりました。主な内訳は、システム開発およびカスタマーサポート業務等に係る外注費528,502千円、給料及び手当487,264千円、代金回収手数料364,968千円、システム利用料340,301千円、減価償却費261,172千円、新規顧客の獲得およびサービスの利用促進を目的としたキャンペーン等に伴う株引換券等に係る引当金繰入額109,560千円、ならびに貸倒引当金繰入額102,425千円であります。

　以上の結果、営業利益は412,172千円となりました。

（営業外損益）
　営業外収益につきましては、受取利息、キャッシュバック収入および補助金収入等により7,620千円となりました。
　営業外費用につきましては、支払利息等により19,996千円となりました。

（特別損益）
　特別損失として株式会社KABU&ほけんパートナーズの本社移転に伴う固定資産除却損7,996千円を計上しました。

（法人税等）
　法人税等の合計につきましては、法人税等調整額等により、74,866千円となりました。

　なお、当社グループは生活インフラ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略してお

ります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容ならびに資本の財源および資金の流動性に係る情報

a　キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b　資本の財源および資金の流動性に係る情報

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要のうち主なものは、VPP事業における太陽光発電設備および蓄電池の取得・設置にかかる設備投資であり、この他、システム開発投資等によるものであります。

運転資金および投資資金につきましては、主に代表者からの出資および営業活動から得られるキャッシュ・フローを源泉とする内部資金を活用することを基本とし、金融機関からの借入等、最適な資金調達を選択しております。

③ 重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定の記載のうち、重要な変更については、「第５　経理の状況」における「１．中間連結財務諸表等　(１)中間連結財務諸表　注記事項　(追加情報)」及び「２．中間財務諸表等　(１)中間財務諸表　注記事項　(追加情報)」に記載のとおりであります。

4【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は、以下のとおりであります。

（金銭消費貸借契約等）

当社は、2026年１月15日開催の取締役会において、ＧＭＯペイメントゲートウェイ株式会社との間で借入金額７億円（固定金利、弁済期日2026年７月27日、弁済期日一括返済、無担保・無保証）の金銭消費貸借契約を締結することを決議し、2026年２月２日付で契約を締結、同日付で借入れを実施しました。

なお、当該借入金は、2026年７月27日付で全額返済しております。

5【研究開発活動】

当社の子会社である株式会社Asian Bridgeは、自社サービスの拡充のための開発に資する研究開発を進めております。当中間連結会計期間における研究開発費の総額は、20,915千円であり、各開発プロジェクトにアサインされた人件費によるものであります。

第３【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

なお、連結子会社である株式会社KABU&ほけんパートナーズは、2026年６月１日付で本社を千葉県船橋市から東京都千代田区に移転しております。

２【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	15,000,000,000
カブアンド種類株式	15,000,000,000
計	30,000,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年７月31日）	提出日現在発行数（株）（2026年10月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,166,666,667	3,166,666,667	非上場・非登録	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。（注）１，２
カブアンド種類株式	822,523,059	822,523,059	非上場・非登録	（注）１，２，３
計	3,989,189,726	3,989,189,726	―	―

（注）１．当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨を定款に定めております。

２．当社は単元株制度を採用しておりません。

３．カブアンド種類株式の内容は以下のとおりです。

イ　剰余金の配当

当社は、普通株式に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたカブアンド種類株主等に対し、カブアンド種類株式１株につき、普通株式１株当たりの配当金と同額の配当を、普通株主等と同順位にて行います。

ロ　残余財産の分配

当社は、カブアンド種類株主等に対しては、残余財産の分配を行いません。

ハ　議決権

カブアンド種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を有しません。

ニ　種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。

(2) 会社法第324条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(3) 当社は、当社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、カブアンド種類株主総会の決議を要しない旨を定款に定めています。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

(4) カブアンド種類株式については、会社法第199条第４項、第200条第４項、第238条第４項、第239条第４項、第795条第４項および第816条の３第３項の規定によるカブアンド種類株主総会の決議を要しません。

ホ　相続人等に対する売渡しの請求

当社は、相続その他の一般承継によりカブアンド種類株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。

ヘ　会社による普通株式対価の取得条項

当社は、当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で承認された場合には、取締役会が定める日において、その日に当社が発行するカブアンド種類株式の全部（当社が保有するカブアンド種類株式を除きます。）を取得し、カブアンド種類株式１株を取得する

のと引換えに、カブアンド種類株主に対して、普通株式１株を交付することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。

ト　会社による無償の取得条項

当社は、カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当する場合（注）で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を無償で取得することができます。

（注）「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者をいいます。

カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当するか否かは、当該株主に関する情報(氏名・住所・生年月日)とデータベースとの照合により確認し、本募集に係る割当て時点に加え、月毎、四半期毎等の一定期間毎に当該確認を実施する予定です。

チ　会社による金銭対価の取得条項

(1)　当社は、当社がカブアンド種類株主を当社のサービスの会員から強制的に退会させる場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、１株につき、カブアンド種類株式１株あたりの払込金額相当額で取得することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。

(2)　当社は、当社がカブアンド種類株主に対してする通知または催告に対し、６か月以上返答がない場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合には、当該カブアンド種類株主が保有するカブアンド種類株式を、１株につき、カブアンド種類株式１株あたりの払込金額相当額で取得することができます。ただし、この場合の取得の対価は、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。

リ　全部取得条項

当社は、株主総会の特別決議により、カブアンド種類株式の全部を取得することができます。この場合の取得の対価は、当該決議時の当社の財務状況を踏まえて株主総会において定めるものとします。

ヌ　株式の併合、分割または募集株式の割当てを受ける権利等

(1)　当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式およびカブアンド種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行います。

(2)　当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、カブアンド種類株主にはカブアンド種類株式またはカブアンド種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与えます。

(3)　当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、カブアンド種類株主にはカブアンド種類株式またはカブアンド種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行います。

(4)　当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限ります。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、カブアンド種類株主等にはカブアンド種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社のカブアンド種類株式と同種の株式を、それぞれ同一割合で交付します。

ル　自己のカブアンド種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

(1)　当社は、株主総会の決議により特定のカブアンド種類株主からカブアンド種類株式の全部または一部を取得することができます。

(2)　上記(1)の場合、当社は、他のカブアンド種類株主に対して、会社法第160条第２項に定める通知をすることを要せず、また、他のカブアンド種類株主は、上記(1)の特定のカブアンド種類株主に自己を加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができません。

ヲ　譲渡制限

カブアンド種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

４．当社は、普通株式およびカブアンド種類株式の異なる種類の株式について定款に定めています。普通株式は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。普通株式およびカブアンド種類株式はいずれも単元株式数が定められておらず同一ですが、カブアンド種類株式には株主総会における議決権が付されておりません。これは、カブアンド種類株式が当社の上場前に広く公募され多くの利用者に保有されることが想定されるなか、上場に向けた準備を含む当社グループの重要な業務を円滑に執行するためであります。当社普通株式が上場する場合には、当社は、カブアンド種類株式１株当たり普通株式１株を対価としてカブアンド種類株式を取得することができます。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(1)株式会社カブ＆ピース第１回新株予約権

決議年月日	2025年４月24日（臨時株主総会） 2025年４月25日（取締役会）
付与対象者の区分および人数（名）	当社取締役　　2 当社監査役　　1 当社従業員　　45[43]（注）７
新株予約権の数（個）	152,257,000[145,431,000]（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数（株）	普通株式　152,257,000[145,431,000]（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	３　（注）２
新株予約権の行使期間	自　2027年４月26日 至　2040年４月25日（ただし、2040年４月25日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格　　３ 資本組入額　　（注）３
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権者は、本新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）６

※当中間会計期間の末日（2026年７月31日）における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（2026年９月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

(注)１．本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、普通株式145,431,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は１株とする。）。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　株式分割または株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．①　当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

②　当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③　本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。

② 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。

③ 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④ 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

(a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

(b) 当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、または当該会社の取締役等の役員もしくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

(c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

(d) 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

(e) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

(f) 支払停止もしくは支払不能となり、または振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになった場合

(g) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申し立てた場合

(h) 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合

⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥ 本新株予約権者の本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（１月１日から12月31日まで）の合計額は、2,400万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超えてはならない。

5．当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」と総称します。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間
行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。
⑥　新株予約権の行使の条件
(注)４に準じて決定する。
⑦　新株予約権の取得事由および取得条件
(注)６に準じて決定する。
⑧　新株予約権の処分禁止
本新株予約権者は、再編対象会社の新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。
⑨　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)３に準じて決定する。
⑩　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．①　当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約の議案、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案もしくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
②　当社は、本新株予約権者が(注)４に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合または本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
③　当社は、当社取締役会の決議で別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

７．付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役２名、当社監査役１名、当社従業員43名となっております。

(2)株式会社カブ＆ピース第２回新株予約権

決議年月日	2025年10月27日（臨時株主総会） 2025年10月28日（取締役会）
付与対象者の区分および人数（名）	当社監査役　　1 当社従業員　　12 連結子会社取締役　　3 連結子会社従業員　　79[73]（注）７、８
新株予約権の数（個）	46,312,000[44,995,000]（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数（株）	普通株式　46,312,000[44,995,000]（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	６　（注）２
新株予約権の行使期間	自　2027年10月29日 至　2040年10月28日（ただし、2040年10月28日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格　　６ 資本組入額　　（注）３
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権者は、本新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）６

※当中間会計期間の末日（2026年７月31日）における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（2026年９月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載

しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

(注) 1．本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、普通株式44,995,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は１株とする。）。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2．① 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

② 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③ 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。

② 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。

③ 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④ 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

(a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

(b) 当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、または当該会社の取締役等の役員もしくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

(c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

(d) 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

(e) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

(f) 支払停止もしくは支払不能となり、または振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになった場合

(g) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申し立てた場合

(h) 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合

⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥ 本新株予約権者の本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（１月１日から12月31日まで）の合計額は、2,400万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超えてはならない。

５．当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」と総称します。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件
(注) ４に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の取得事由および取得条件
(注) ６に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の処分禁止
本新株予約権者は、再編対象会社の新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注) ３に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．① 当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約の議案、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案もしくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。

② 当社は、本新株予約権者が(注) ４に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合または本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、当社取締役会の決議で別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

７．臨時従業員２名を含む。

８．付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役１名、当社従業員12名、連結子会社取締役３名、連結子会社従業員73名となっております。

(3)株式会社カブ＆ピース第３回新株予約権

決議年月日	2026年４月27日（定時株主総会） 2026年４月27日（取締役会）
付与対象者の区分および人数（名）	当社監査役　　1 当社従業員　　8 連結子会社従業員　10
新株予約権の数（個）	4,279,500　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数（株）	普通株式　4,279,500　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	８　（注）２
新株予約権の行使期間	自　2028年４月28日 至　2041年４月27日（ただし、2041年４月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格　　８ 資本組入額　　（注）３
新株予約権の行使の条件	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権者は、本新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）６

※当中間会計期間の末日（2026年７月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2026年９月30日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)１．本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、普通株式4,279,500株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は１株とする。）。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　株式分割または株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．①　当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

②　当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③　本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。

② 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役もしくは監査役等の役員または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。

③ 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④ 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

(a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

(b) 当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、または当該会社の取締役等の役員もしくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

(c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

(d) 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

(e) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

(f) 支払停止もしくは支払不能となり、または振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになった場合

(g) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申し立てた場合

(h) 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合

⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥ 本新株予約権者の本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（１月１日から12月31日まで）の合計額は、2,400万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超えてはならない。

5．当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」と総称します。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取決めに準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間
行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使の条件
(注) 4に準じて決定する。

⑦　新株予約権の取得事由および取得条件
(注) 6に準じて決定する。

⑧　新株予約権の処分禁止
本新株予約権者は、再編対象会社の新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。

⑨　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注) 3に準じて決定する。

⑩　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6．①　当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約の議案、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案もしくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。

②　当社は、本新株予約権者が(注) 4に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合または本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③　当社は、当社取締役会の決議で別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

②【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3)　【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)　【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）	資本準備金増減額（円）	資本準備金残高（円）
2026年6月19日（注）	カブアンド種類株式 194,674,816	普通株式 3,166,666,667 カブアンド種類株式 822,523,059	778,699,264	878,699,264	778,699,264	778,699,264

（注）有償一般募集であるカブアンド種類株式第3期募集によるものであります。
発行価格　　8円
資本組入額　　1株につき4円

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2026年７月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有割合（%）
前澤 友作	千葉県千葉市稲毛区	2,100,000,000	52.64
株式会社前澤ファンド	東京都港区麻布台一丁目３番１号	626,666,666	15.71
株式会社グーニーズ	東京都港区麻布台一丁目３番１号	440,000,001	11.03
赤澤 光章	岡山県倉敷市	350,185	0.01
関 誠	千葉県松戸市	249,469	0.01
松井 眞紀	東京都港区	236,935	0.01
飯塚 邦晴	静岡県静岡市葵区	225,328	0.01
熊倉 勝也	栃木県佐野市	214,475	0.01
田中 修治	東京都世田谷区	194,346	0.00
坂本 圭昌	福岡県北九州市八幡西区	188,977	0.00
計	―	3,168,326,382	79.42

（注）１．株式会社前澤ファンドおよび株式会社グーニーズは、当社の代表取締役社長である前澤友作氏が100%出資しております。

２．所有株式数にはカブアンド種類株式が含まれています。なお、カブアンド種類株主は当社の株主総会における議決権を有しません。

所有議決権数別

2026年７月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
前澤 友作	千葉県千葉市稲毛区	2,100,000,000	66.32
株式会社前澤ファンド	東京都港区麻布台一丁目３番１号	626,666,666	19.79
株式会社グーニーズ	東京都港区麻布台一丁目３番１号	440,000,001	13.89
計	―	3,166,666,667	100.00

（注）株式会社前澤ファンドおよび株式会社グーニーズは、当社の代表取締役社長である前澤友作氏が100%出資しております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年７月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	カブアンド種類株式 822,523,059	―	「(1)　株式の総数等　②発行済株式」に記載のとおりであります。
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,166,666,667	3,166,666,667	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	3,989,189,726	―	―
総株主の議決権	―	3,166,666,667	―

②【自己株式等】

2026年７月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社カブ＆ピース	東京都港区虎ノ門四丁目１番１号	カブアンド種類株式 66,668	―	カブアンド種類株式 66,668	カブアンド種類株式 0.00
計	―	66,668	―	66,668	0.00

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書につきましては、前中間連結会計期間に係る比較情報を記載しておりません。

(2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年２月１日から2026年７月31日まで)及び中間会計期間(2026年２月１日から2026年７月31日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2026年１月31日)	当中間連結会計期間 (2026年７月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,062,375	3,792,865
売掛金及び契約資産	1,914,609	1,916,214
仕掛品	48,850	23,902
貯蔵品	16,268	15,239
未収入金	164,800	120,254
その他	169,157	303,698
貸倒引当金	△89,477	△190,435
流動資産合計	4,286,585	5,981,738
固定資産		
有形固定資産	※1 32,342	※1 22,652
無形固定資産		
のれん	525,730	470,390
ソフトウエア	1,823,999	2,038,811
ソフトウエア仮勘定	180,075	95,438
その他	78,514	74,522
無形固定資産合計	2,608,319	2,679,162
投資その他の資産		
繰延税金資産	491,675	422,945
その他	57,379	61,586
貸倒引当金	△945	△1,918
投資その他の資産合計	548,109	482,612
固定資産合計	3,188,772	3,184,428
資産合計	7,475,357	9,166,166
負債の部		
流動負債		
買掛金	610,756	640,269
短期借入金	745,833	20,831
１年内返済予定の長期借入金	76,002	71,509
未払法人税等	335	2,330
契約負債	278,365	994,378
株引換券等に係る引当金	279,067	56,258
債務保証損失引当金	1,816	―
賞与引当金	9,762	28,558
未払金	632,728	643,538
株引換券に係る負債	819,327	837,690
未払消費税等	37,033	209,639
預り金	82,511	110,522
その他	281,208	93,311
流動負債合計	3,854,748	3,708,838
固定負債		
長期借入金	263,973	226,361
その他	1,659	1,659
固定負債合計	265,632	228,020
負債合計	4,120,381	3,936,858

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2026年１月31日）	当中間連結会計期間 （2026年７月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	878,699
資本剰余金	4,607,206	5,385,905
利益剰余金	△1,352,230	△1,035,297
株主資本合計	3,354,976	5,229,307
純資産合計	3,354,976	5,229,307
負債純資産合計	7,475,357	9,166,166

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年２月１日 至　2026年７月31日）
売上高	5,173,861
売上原価	2,009,488
売上総利益	3,164,373
販売費及び一般管理費	※1　2,752,201
営業利益	412,172
営業外収益	
受取利息	2,818
キャッシュバック収入	1,605
補助金収入	2,100
その他	1,096
営業外収益合計	7,620
営業外費用	
支払利息	13,964
株式交付費	5,450
その他	580
営業外費用合計	19,996
経常利益	399,796
特別損失	
固定資産除却損	7,996
特別損失合計	7,996
税金等調整前中間純利益	391,799
法人税、住民税及び事業税	6,135
法人税等調整額	68,730
法人税等合計	74,866
中間純利益	316,932
親会社株主に帰属する中間純利益	316,932

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年２月１日 至　2026年７月31日）
中間純利益	316,932
中間包括利益	316,932
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	316,932

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自　2026年２月１日　至　2026年７月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	4,607,206	△1,352,230	3,354,976	3,354,976
当中間期変動額					
新株の発行	778,699	778,699		1,557,398	1,557,398
親会社株主に帰属する中間純利益			316,932	316,932	316,932
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				―	―
当中間期変動額合計	778,699	778,699	316,932	1,874,331	1,874,331
当中間期末残高	878,699	5,385,905	△1,035,297	5,229,307	5,229,307

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年２月１日 至　2026年７月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	391,799
減価償却費	263,237
のれん償却額	55,339
貸倒引当金の増減額（△は減少）	102,425
債務保証損失引当金の増減額（△は減少）	△1,816
賞与引当金の増減額（△は減少）	18,795
株引換券等に係る引当金の増減額（△は減少）	191,687
受取利息及び受取配当金	△2,823
支払利息	13,964
固定資産除却損	7,996
売上債権の増減額（△は増加）	△3,071
棚卸資産の増減額（△は増加）	25,977
未収入金の増減額（△は増加）	44,546
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△134,449
その他の固定資産の増減額（△は増加）	538
仕入債務の増減額（△は減少）	29,512
未払金の増減額（△は減少）	89,073
未払費用の増減額（△は減少）	△7,088
未払消費税等の増減額（△は減少）	△6,535
契約負債の増減額（△は減少）	716,013
株引換券に係る負債の増減額（△は減少）	1,161,265
その他の流動負債の増減額（△は減少）	26,573
その他	351
小計	2,983,315
利息及び配当金の受取額	2,823
利息の支払額	△14,195
法人税等の支払額	△4,562
その他	431
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,967,812
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△5,354
無形固定資産の取得による支出	△460,103
短期貸付金の純増減額（△は増加）	△101
敷金及び保証金の差入による支出	△8,900
敷金及び保証金の回収による収入	4,245
投資活動によるキャッシュ・フロー	△470,215
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△725,002
長期借入金の返済による支出	△42,105
株式の発行による収入	1,557,398
前払式支払手段の発行による支出	△1,557,398
財務活動によるキャッシュ・フロー	△767,107
現金及び現金同等物に係る換算差額	―
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,730,489
現金及び現金同等物の期首残高	2,062,375
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　3,792,865

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

主要な連結子会社の名称

株式会社KABU&ほけんパートナーズ

株式会社Asian Bridge

２．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

３．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

a　仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b　貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	６～15年
工具器具備品	３～４年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
顧客関連資産	５年
ソフトウエア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

③　株引換券等に係る引当金

販売促進を目的としたキャンペーン等により付与された株引換券および当該株引換券から交換された割引券から構成されており、両者の未使用枚数に基づき、将来の使用見込み額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① サービス提供等に係る収益

当社は、各契約に基づくサービスの提供、請求、保険契約締結の代理または媒介等の履行義務を負っており、履行義務が一時点で充足される場合には役務提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

また、利用者の電気またはガスの使用によって発生する収益について、検針日と期末日が相違する場合は、検針日から期末日までの期間の収益を合理的な見積もりを用いて計上しております。

② 株引換券および割引券に係る会計処理

当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券（合理的に見積もられた収益に対応する株引換券を含む）については、将来使用すると見込まれる当該株引換券に相当する金額を控除したうえで収益を認識しております。また、当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額のうち、当該株引換券から割引券へ交換されると見込まれる金額を控除した金額を「株引換券に係る負債」として計上しております。

株引換券から割引券への交換に相当する金額については、「契約負債」として認識し、割引券の利用時または割引券の失効時に収益を認識しております。

③ システム開発等に係る収益

ソフトウェアの受託開発に関しては、契約開始時に一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足される履行義務として収益を認識しております。一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

システム稼働後の保守・運用サービスやシステムエンジニアの技術提供については、サービス提供時間や作業時間の経過に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（５年）で均等償却しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（表示方法の変更）

（中間連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた318,242千円は、「未払消費税等」37,033千円、「その他」281,208千円として組替えております。

（追加情報）

（のれんの評価）

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書の（重要な会計上の見積り）に記載した事項に加え、のれんの評価を新たに重要な会計上の見積りとして識別しております。

中間連結財務諸表に計上しているのれんは、連結子会社の取得時に見込まれた超過収益力を反映したものであり、その効果が発現すると見積もられる期間にわたり、定額法により規則的に償却しております。また、のれんを含む資産グループに減損の兆候が認められる場合には将来キャッシュ・フローを見積もり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識することとしております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、対象会社の直近の実績、市場動向等を踏まえて策定された事業計画を基礎として算定しております。当該事業計画における主要な仮定は売上成長率及び売上高の基礎となる受注金額等であります。

（中間連結貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2026年１月31日）	当中間連結会計期間 （2026年７月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	46,723千円	47,799千円

２　保証債務

前連結会計年度　（2026年１月31日）

利用者がパートナー企業に対して負担する利用料等の債務について、305,861千円の債務保証を行っております。

当中間連結会計期間　（2026年７月31日）

該当事項はありません。

３　当社及び連結子会社（株式会社Asian Bridge）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。

当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年１月31日）	当中間連結会計期間 （2026年７月31日）
当座貸越限度額および貸出コミットメントの総額	3,030,000千円	3,030,000千円
借入実行残高	―　〃	―　〃
差引額	3,030,000千円	3,030,000千円

（中間連結損益計算書関係）

※1　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年２月１日 至　2026年７月31日）
外注費	528,502千円
給料及び手当	487,264 〃
代金回収手数料	364,968 〃
システム利用料	340,301 〃
株引換券等に係る引当金繰入額	109,560 〃
貸倒引当金繰入額	102,425 〃

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

Ⅰ．当中間連結会計期間（自　2026年２月１日　至　2026年７月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式（株）	3,166,666,667	―	―	3,166,666,667
カブアンド種類株式（株）	627,848,243	194,674,816	―	822,523,059
合計	3,794,514,910	194,674,816	―	3,989,189,726

（変動事由の概要）

カブアンド種類株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

カブアンド種類株式の募集による増加　　194,674,816株

２．自己株式に関する事項

当中間連結会計期間において、カブアンド種類株式66,668株を自己株式として取得しております。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年２月１日 至　2026年７月31日）
現金及び預金	3,792,865千円
現金及び現金同等物	3,792,865千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2026年１月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 長期借入金	339,975	331,119	△8,855
負債計	339,975	331,119	△8,855

当中間連結会計期間（2026年７月31日）

	中間連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 長期借入金	297,870	290,395	△7,474
負債計	297,870	290,395	△7,474

（※）「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「株引換券に係る負債」、「未払法人税等」、「未払消費税等」および「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2026年１月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
現金及び預金	2,062,375	―	―	―	―	―
売掛金及び契約資産	1,914,609	―	―	―	―	―
未収入金	164,800	―	―	―	―	―
合計	4,141,786	―	―	―	―	―

当中間連結会計期間（2026年７月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
現金及び預金	3,792,865	―	―	―	―	―
売掛金及び契約資産	1,916,214	―	―	―	―	―
未収入金	120,254	―	―	―	―	―
合計	5,829,334	―	―	―	―	―

（注２）短期借入金および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2026年１月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	745,833	―	―	―	―	―
長期借入金	76,002	69,714	63,108	98,220	16,424	16,507
合計	821,835	69,714	63,108	98,220	16,424	16,507

当中間連結会計期間（2026年７月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	20,831	―	―	―	―	―
長期借入金	71,509	65,706	63,108	75,898	10,284	11,365
合計	92,340	65,706	63,108	75,898	10,284	11,365

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2026年１月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年７月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2026年１月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	―	331,119	―	331,119
負債計	―	331,119	―	331,119

当中間連結会計期間（2026年７月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	―	290,395	―	290,395
負債計	―	290,395	―	290,395

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額および科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容

当中間連結会計期間（自　2026年２月１日　至　2026年７月31日）

	第３回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2026年４月27日（定時株主総会） 2026年４月27日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役　　1 当社従業員　　8 連結子会社従業員　　10
株式の種類および付与数（株）	普通株式　4,279,500
付与日	2026年４月27日
権利確定条件	本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役、監査役等の役員または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2028年４月28日 至　2041年４月27日（ただし、2041年４月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
権利行使価格（円）	８
付与日における公正な評価単価（円）	―

（企業結合等関係）

（企業結合に係る暫定的な会計処理の確定）

2025年10月27日に行われた株式会社Asian Bridgeとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当中間連結会計期間に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額416,372千円は、会計処理の確定により44,074千円減少し、372,298千円となっております。また、前連結会計年度末ののれんは41,870千円、繰延税金資産は21,800千円それぞれ減少し、無形固定資産その他は63,650千円増加しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自　2026年２月１日　至　2026年７月31日）

当社グループは、生活インフラ関連事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間連結会計期間
製品およびサービスごとの情報	
KABU&でんき	256,873
KABU&ガス	157,514
KABU&モバイル	1,416,553
KABU&ひかり	571,052
KABU&ウォーター	255,837
KABU&ふるさと納税	117,003
KABU&カード	331,257
KABU&プラス・PREMIUM	861,154
KABU&Wi-Fi	366,893
KABU&カブ活	61,945
KABU&ほけん	199,942
KABU&トラベル	5,227
KABU&メディカル	15,211
その他	557,395
計	5,173,861
顧客との契約から生じる収益	5,173,861
その他の収益	―
外部顧客への売上高	5,173,861

（注）製品およびサービスごとの収益は、サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額を控除した後の数値となります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）　３．会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

（単位：千円）

	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,890,308
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,885,692
契約資産（期首残高）	24,301
契約資産（期末残高）	30,521
契約負債（期首残高）	278,365
契約負債（期末残高）	994,378

契約資産は、主に、受注制作のソフトウエア開発において進捗度の測定に基づき認識した収益に係る未請求債権であり、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権へ振替えます。

契約負債は、主に、プレミアム会員の年間会員プランの前受会費、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券のうち割引券へ交換されると見込まれる金額を契約負債として計上し、割引券の利用または失効に伴い履行義務が充足され、取り崩されます。

当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、259,479千円であります。

当中間連結会計期間において、契約負債が716,013千円増加した主な理由は、KABU&プラス・プレミアムの年間プランの提供に伴い、顧客から受け取った前受金が増加したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、生活インフラ関連事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

Ⅰ．当中間連結会計期間（自　2026年２月１日　至　2026年７月31日）

１．製品およびサービスごとの情報

製品およびサービスごとの情報は、「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりです。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ジェーシービー	700,774	生活インフラ関連事業
大阪ガス株式会社	624,412	生活インフラ関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自　2026年２月１日　至　2026年７月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自　2026年２月１日　至　2026年７月31日）

当中間連結会計期間におけるのれんの償却額は55,339千円、当中間連結会計期間末の未償却残高は470,390千円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自　2026年２月１日　至　2026年７月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年１月31日）	当中間連結会計期間 （2026年７月31日）
(1) １株当たり純資産額	0円88銭	1円31銭
（算定上の基礎）		
純資産の部の合計額（千円）	3,354,976	5,229,307
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	―	―
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	3,354,976	5,229,307
普通株式の発行済株式数（株）	3,794,514,910	3,989,189,726
普通株式の自己株式数（株）	―	66,668
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数（株）	3,794,514,910	3,989,123,058

（注）普通株式には、カブアンド種類株式を含んでおります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年２月１日 至　2026年７月31日）
(2) １株当たり中間純利益	0円08銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	316,932
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	316,932
普通株式および普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別内訳	普通株式　3,166,666,667株 カブアンド種類株式　674,061,596株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）

当社は、2026年10月29日付の臨時株主総会および2026年10月29日付の臨時取締役会において、会社法第236条および第238条の規定に基づき、当社、株式会社KABU&ほけんパートナーズおよび株式会社Asian Bridgeの従業員に対し、下記の内容の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）をストック・オプションとして発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の発行目的

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲および士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社および連結子会社の従業員に対して本新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

① 新株予約権の数　　2,986,000個
② 発行価額　　新株予約権１個につき８円
③ 新株予約権の割当日　2026年10月29日
④ 払込期日　　本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式１株（新株予約権１個につき１株）
② 行使価額
１株当たり８円

(4) 行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」といいます。）は、2028年10月30日から2041年10月29日までとする。

(5) 行使条件

① 本新株予約権は、当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでは行使することができない。
② 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または子会社の取締役もしくは監査役等の役員または使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会において特別に認められたときはこの限りではない。
③ 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
④ 本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
a 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
b 当社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、または当該会社の取締役等の役員もしくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
c 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
d 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
e 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
f 支払停止もしくは支払不能となり、または振出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになった場合
g 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申

し立てた場合

h 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合

⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥ 本新株予約権者の本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（１月１日から12月31日まで）の合計額は、2,400万円（または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額）を超えてはならない。

(6) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当対象者および数

当社の従業員12名に対して合計2,734,000個

株式会社KABU&ほけんパートナーズの従業員１名に対して合計120,000個

株式会社Asian Bridgeの従業員１名に対して合計132,000個

(8) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」といいます。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の本新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

（一般募集による新株式の発行）

当社は、2026年10月29日付の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、以下のとおり一般募集による新株式の発行を行うことを決議いたしました。

（１）募集方法	一般募集
（２）発行する株式の種類及び数	カブアンド種類株式 600,000,000株（注）１
（３）発行価格	１株につき８円～11円（注）２
（４）資本組入額	１株につき４円～5.5円（注）３
（５）発行価額の総額	4,800,000,000円（注）４
（６）申込期間	2027年５月11日～2027年５月31日
（７）払込期日	2027年６月18日
（８）資金の使途	カブアンド種類株式は、当社グループのサービスを利用する際やその他の機会(キャンペーンへの参加、アンケートへの回答および商品の購入等)に当社が申込者に付与した株引換券に対応して発行されます。本件前払式支払手段発行者は、払込期日において、本件前払式支払手段の利用に伴う加盟店への精算金として、当該本件前払式支払手段相当額の金銭を当社に対して支払いますが、当該金銭は当社が申込者に付与した株引換券に対応して支払われるものです。したがって、カブアンド種類株式の発行は資金調達を目的とするものではありませんので、該当事項はありません。

（注）１．本株主総会において決議されたカブアンド種類株式の発行数の見込数(上限数)であり、2026年10月29日現在では発行数は確定しておりません。

２．発行価格は、2026年10月21日付の山田コンサルティンググループ株式会社によるカブアンド種類株式の評価額を基準として決定した想定発行価格の範囲であり、2026年10月29日付の臨時株主総会で決議いたしました。

３．資本組入額は、当該想定発行価格の範囲を基準として算出した見込額であります。

４．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、2026年10月29日現在における見込額であります。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年１月31日)	当中間会計期間 (2026年７月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,949,901	3,644,615
売掛金	1,840,633	1,848,060
貯蔵品	15,537	15,151
前払費用	20,348	91,237
未収入金	160,968	116,248
その他	179,478	261,609
貸倒引当金	△89,352	△190,316
流動資産合計	4,077,516	5,786,606
固定資産		
有形固定資産	6,989	7,886
無形固定資産		
ソフトウエア	1,792,783	2,009,295
ソフトウエア仮勘定	151,661	101,094
商標権	14,864	17,572
無形固定資産合計	1,959,309	2,127,962
投資その他の資産		
繰延税金資産	490,603	414,530
関係会社株式	471,433	471,433
その他	35,245	40,618
貸倒引当金	△945	△1,918
投資その他の資産合計	996,337	924,663
固定資産合計	2,962,636	3,060,512
資産合計	7,040,152	8,847,118
負債の部		
流動負債		
買掛金	594,465	626,741
短期借入金	700,000	―
未払法人税等	―	1,900
契約負債	219,789	911,647
株引換券等に係る引当金	279,067	56,258
債務保証損失引当金	1,816	―
未払金	631,095	646,278
未払費用	49,995	50,167
株引換券に係る負債	819,327	837,690
未払消費税等	207,350	183,512
預り金	69,324	93,723
流動負債合計	3,572,231	3,407,919
負債合計	3,572,231	3,407,919

（単位：千円）

	前事業年度 （2026年１月31日）	当中間会計期間 （2026年７月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	878,699
資本剰余金		
資本準備金	―	778,699
その他資本剰余金	4,607,206	4,607,206
資本剰余金合計	4,607,206	5,385,905
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,239,285	△825,405
利益剰余金合計	△1,239,285	△825,405
株主資本合計	3,467,920	5,439,198
純資産合計	3,467,920	5,439,198
負債純資産合計	7,040,152	8,847,118

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年２月１日 至　2025年７月31日）	当中間会計期間 （自　2026年２月１日 至　2026年７月31日）
売上高	3,378,491	4,683,475
売上原価	1,197,713	1,825,874
売上総利益	2,180,778	2,857,600
販売費及び一般管理費	3,302,040	2,350,724
営業利益又は営業損失（△）	△1,121,262	506,876
営業外収益		
受取利息	1,324	3,310
業務受託料	10,800	―
印税収入	13,026	―
キャッシュバック収入	―	1,605
その他	2,117	22
営業外収益合計	27,268	4,938
営業外費用		
支払利息	5,282	10,126
株式交付費	4,401	5,450
その他	―	578
営業外費用合計	9,683	16,156
経常利益又は経常損失（△）	△1,103,677	495,658
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	△1,103,677	495,658
法人税、住民税及び事業税	202	5,705
法人税等調整額	△67,842	76,073
法人税等合計	△67,639	81,779
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,036,038	413,879

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自　2025年２月１日　至　2025年７月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	2,900,000	3,542	2,903,542
当中間期変動額				
新株の発行	628,837	628,837		628,837
中間純利益又は中間純損失（△）				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	628,837	628,837	－	628,837
当中間期末残高	728,837	3,528,837	3,542	3,532,380

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△1,805,749	△1,805,749	1,197,792	1,197,792
当中間期変動額				
新株の発行			1,257,675	1,257,675
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,036,038	△1,036,038	△1,036,038	△1,036,038
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			－	－
当中間期変動額合計	△1,036,038	△1,036,038	221,637	221,637
当中間期末残高	△2,841,788	△2,841,788	1,419,430	1,419,430

当中間会計期間(自　2026年２月１日　至　2026年７月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	－	4,607,206	4,607,206
当中間期変動額				
新株の発行	778,699	778,699		778,699
中間純利益又は中間純損失（△）				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	778,699	778,699	－	778,699
当中間期末残高	878,699	778,699	4,607,206	5,385,905

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△1,239,285	△1,239,285	3,467,920	3,467,920
当中間期変動額				
新株の発行			1,557,398	1,557,398
中間純利益又は中間純損失（△）	413,879	413,879	413,879	413,879
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			－	－
当中間期変動額合計	413,879	413,879	1,971,277	1,971,277
当中間期末残高	△825,405	△825,405	5,439,198	5,439,198

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

２．棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品　　３～４年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権　　10年

ソフトウエア　　５年（社内における利用可能期間）

４．繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株引換券等に係る引当金

販売促進を目的としたキャンペーン等により付与された株引換券および当該株引換券から交換された割引券から構成されており、両者の未使用枚数に基づき、将来の使用見込み額を計上しております。

６．収益および費用の計上基準

(1) サービス提供等に係る収益

当社は、各契約に基づくサービスの提供や、請求等の履行義務を負っており、履行義務が一時点で充足される場合には役務提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

また、利用者の電気またはガスの使用によって発生する収益について、検針日と期末日が相違する場合は、検針日から期末日までの期間の収益を合理的な見積もりを用いて計上しております。

(2) 株引換券および割引券に係る会計処理

当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券（合理的に見積もられた収益に対応する株引換券を含む）については、将来使用すると見込まれる当該株引換券に相当する金額を控除したうえで収益を認識しております。また、当社サービスの利用等に伴い付与する株引換券に相当する金額のうち、当該株引換券から割引券へ交換されると見込まれる金額を控除した金額を「株引換券に係る負債」として計上しております。

株引換券から割引券への交換に相当する金額については、「契約負債」として認識し、割引券の利用時または割引

券の失効時に収益を認識しております。

（追加情報）

（関係会社株式の評価）

当中間会計期間において、関係会社株式の評価を重要な会計上の見積りとして識別しております。

中間財務諸表に計上している関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく下落した場合には、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理することとしております。

実質価額の回復可能性については、対象会社の直近の実績、市場動向等を踏まえて策定された事業計画に基づき判断しております。当該事業計画における主要な仮定は、売上成長率及び売上高の基礎となる受注金額等であります。

（中間貸借対照表関係）

1　保証債務

前事業年度　（2026年１月31日）

利用者がパートナー企業に対して負担する利用料等の債務について、305,861千円の債務保証を行っております。

当中間会計期間　（2026年７月31日）

該当事項はありません。

2　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年１月31日）	当中間会計期間 （2026年７月31日）
当座貸越限度額および貸出コミットメントの総額	3,000,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	―　〃	―　〃
差引額	3,000,000千円	3,000,000千円

（中間損益計算書関係）

1　減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年２月１日 至　2025年７月31日）	当中間会計期間 （自　2026年２月１日 至　2026年７月31日）
有形固定資産	2,386千円	2,355千円
無形固定資産	173,919 〃	243,064 〃

（有価証券関係）

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度（千円）	当中間会計期間（千円）
子会社株式	471,433	471,433
計	471,433	471,433

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

中間連結財務諸表「(2)その他」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

第６【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第２期）（自　2025年２月１日　至　2026年１月31日）2026年４月27日 関東財務局長に提出。

(2)有価証券届出書及びその添付書類

有価証券届出書（有償一般募集・カブアンド種類株式） 2026年４月27日 関東財務局長に提出。

(3)有価証券届出書の訂正届出書

①2025年10月28日提出の有価証券届出書（有償一般募集・カブアンド種類株式）に係る訂正届出書を2026年２月２日、2026年３月３日、2026年４月１日、2026年４月14日、2026年４月27日および2026年４月28日に関東財務局長に提出。

②上記(2)の有価証券届出書（有償一般募集・カブアンド種類株式）に係る訂正届出書を2026年６月19日、2026年９月９日、2026年９月29日、2026年10月22日および2026年10月29日に関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２６年１０月２７日

株式会社カブ＆ピース
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤間　信貴

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カブ＆ピースの２０２６年２月１日から２０２７年１月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間（２０２６年２月１日から２０２６年７月３１日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カブ＆ピース及び連結子会社の２０２６年７月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（２０２６年２月１日から２０２６年７月３１日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
・　中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
　　２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２６年１０月２７日

株式会社カブ＆ピース
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤間　信貴

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カブ＆ピースの２０２６年2月１日から２０２７年1月３１日までの第３期事業年度の中間会計期間（２０２６年2月１日から２０２６年7月３１日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カブ＆ピースの２０２６年7月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２６年2月１日から２０２６年7月３１日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
　　２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。